		占 XI					
5 4	福祉保健局		自殺を防止するための社会的取組の総合的な推進				
事業概要	自殺は、個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることから、自殺対策には社会的取組が必要である。そのため、都は、保健、医療、福祉、教育、産業など様々な分野の関係機関・団体と連携しつつ、総合的な自殺対策を推進していく。						
これまでの	平成 19 年度事業開始 平成 19 年 7 月、自殺総合対策東京会議を設置 平成 21 年 3 月、東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を策定 平成 21 年 12 月、東京都地域自殺対策緊急強化基金条例を制定						
現在の進行状況	 ○ 自殺総合対策東京会議 平成 21 年 6 月及び 12 月に普及啓発・教育分科会、平成 21 年 6 月及び平成 22 年 1 月に早期発見・早期対応分科会、平成 21 年 7 月及び 12 月に遺族支援分科会、平成 22 年 2 月に東京会議を開催 ○ 自殺問題に関する普及啓発 平成 21 年 9 月、平成 22 年 3 月に「自殺防止!東京キャンペーン」を実施 ○ ゲートキーパーの養成 ゲートキーパーの養成 ゲートキーパー養成研修を都保健所等で実施 ○ こころといのちの相談・支援 東京ネットワークの構築 足立区及び南多摩保健所でモデル事業を実施 ○ 未遂者に対する支援 平成 21 年 11 月から未遂者支援事業を救急医療機関によりモデル実施 ○ かかりつけ医による「うつ」の診療体制の強化 かかりつけ医への「うつ」に関する研修を医師会委託により実施 ○ 遺族に対する支援 遺族支援従事者研修の実施及びわかちあいの会を開催 ○ 夜間こころの電話相談事業 平成 19 年 4 月から、平日のみ実施していた相談受付を休日にも拡大 ○ 地域自殺対策緊急強化基金の活用 平成 22 年度実施予定の東京都自殺相談ダイヤルに向けた電話相談員養成研修及び区市町村の自殺対策事業に対する補助を実施 						
見通し	○ 「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」に基づき、事業を実施していく。○ 「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、東京都自殺相談ダイヤルの実施、区市町村及び民間団体の自殺対策事業推進等、都の自殺対策を拡充していく。						
問い合わせ先福祉保健			保健政策部	保健政策	記課	電話	03-5320-4310